

環境工学本委員会委員長選挙申し合わせ

2010年9月27日

1. 環境工学本委員会委員長選挙に当たり、環境工学本委員会委員長選挙内規（以下、内規と呼ぶ）の他に本申し合わせを定める。
2. 内規第4条における選挙の成立要件については、委任状による出席を認める。
3. 委任状提出者に対して、第1回目投票における不在者投票を行う。
4. 第1回目投票により決しない場合、第2回目以降の投票は委任状提出者を除く出席者により行いその過半数をもって決することとする。
5. 各投票の開票結果については、投票総数、当選者もしくは次回投票における候補者の氏名およびその得票数を出席者に報告する。